

全ト協発第538号(輸)
平成27年2月3日

都道府県トラック協会
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 星野 良三



「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱について」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記につきまして、平成27年1月30日付けにて「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱について」別添のとおり一部改正されました。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴協会傘下会員事業者に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

○改正の概要

- ・1つの事前届出で複数回分の申請を受け付け可能であることを明確化
- ・本年3月15日以降に使用するための届出から適用

以上

